

愛媛県庁本庁舎便座用除菌装置賃貸契約仕様書

愛媛県本庁舎のトイレについて、衛生的な運用を行うため、各トイレブース（個室）に便座用除菌装置を設置する。

1 設置個所

愛媛県庁本館、第一別館及び議事堂の各トイレ内

2 設置個数

114 台（各建物トイレのトイレブース 1 か所につき 1 台）

（詳細については、別添「本庁舎便座用除菌装置設置個所数」参照）

3 設置方法、規格等

- (1) トイレ壁面に固定された機器から薬剤を吐出する方式であること。（霧状、泡状は問わないが、ジェル状は不可とする。）
- (2) 各トイレブースの壁面（素材：アイカセラルウィルテクト化粧板）に粘着テープにより機器を固定すること。（壁への穴開けは不可）
- (3) 吐出方法は自動式とし、電池の費用は事業者の負担とする。
- (4) 薬液の量は月 500 回程度の吐出に耐えるものであること。
- (5) 薬液を随時補充するタイプか本体ごと交換するタイプかは問わない。
- (6) 薬液は新型コロナウイルス不活性化に有効なものであること。

4 交換及びメンテナンスについて

- (1) 毎月 1 回以上、薬液の補充を行うとともに、機器の稼働状況を確認し、機器本体に不具合等が認められた場合には、修理、機器交換等必要な対応を実施すること。
- (2) 毎月のメンテナンスにかかわらず、機器本体の不具合、薬液の不足等が生じた場合は、速やかに対応すること。
- (3) 交換及び点検の人員は男性、女性各 1 名が望ましいが、そうでない場合は、人員について事前に財産活用推進課に報告すること。

5 設置完了届の提出

機器の設置完了後、別紙1を財産活用推進課に提出し、検収を受けるものとする。

6 毎月の稼働状況等の報告

毎月の稼働状況及び薬液の交換状況を別紙2により報告すること。

7 その他

契約開始時の機器設置及び契約終了時の機器撤去については、財産活用推進課の指定する日時に実施すること。

本庁舎便座用除菌装置設置個所数

①本館

区分	西側		東側		多目的	計
	男子	女子	男子	女子		
4階	—	3	3	—	—	6
3階	2	—	—	3	—	5
2階	—	3	3	—	2	8
1階	—	—	2	2	—	4
合計	2	6	8	5	2	23

②第一別館

区分	男子	女子	多目的	計
11階	3	2	—	5
10階	3	2	—	5
9階	3	2	—	5
8階	3	2	—	5
7階	3	2	1	6
6階	3	2	—	5
5階	3	2	—	5
4階	3	2	—	5
3階	3	2	—	5
2階	3	2	1	6
1階	3	2	1	6
合計	33	22	3	58

③議事堂

区分	西側		東側		多目的	計
	男子	女子	男子	女子		
4階	2	3	2	2	1	10
3階	4	2	3	2	1	12
2階	2	2	2	2	—	8
1階	1	—	—	—	—	1
地下1階	2	—	—	—	—	2
合計	11	7	7	6	2	33

合計 (①+②+③) : 23+58+33=114

別紙 1

年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住所

会社名

代表者氏名

印

設置完了届

愛媛県庁本庁舎便座用除菌装置賃貸契約に基づく機器の設置について、
() 月利用開始の機器の設置が完了しましたので、お届けします。

設置場所及び個数

建物	階数	設置個数	備考
本館	() 階	個	
第一別館	() 階	個	
議事堂	() 階	個	
計		個	

別紙 2

愛媛県庁本庁舎便座用除菌装置稼働状況報告書

年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住所

会社名

代表者氏名

印

愛媛県庁本庁舎便座用除菌装置賃貸契約に基づく機器の稼働状況について、報告します。

建物	階数	本体状況	薬液交換	備考
本館	4階	良好・不良	交換・未交換	
	3階	良好・不良	交換・未交換	
	2階	良好・不良	交換・未交換	
	1階	良好・不良	交換・未交換	
第一別館	11階	良好・不良	交換・未交換	
	10階	良好・不良	交換・未交換	
	9階	良好・不良	交換・未交換	
	8階	良好・不良	交換・未交換	
	7階	良好・不良	交換・未交換	
	6階	良好・不良	交換・未交換	
	5階	良好・不良	交換・未交換	
	4階	良好・不良	交換・未交換	
	3階	良好・不良	交換・未交換	
	2階	良好・不良	交換・未交換	
	1階	良好・不良	交換・未交換	
議事堂	4階	良好・不良	交換・未交換	
	3階	良好・不良	交換・未交換	
	2階	良好・不良	交換・未交換	
	1階	良好・不良	交換・未交換	
	地下1階	良好・不良	交換・未交換	

